相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市大神二一二〇番地九、最後の住所神奈川県平塚市大神二一二〇番地の九　被相続人　亡　深石　恬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月七日

神奈川県小田原市本町一―一〇―二五西湘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三宮　政俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県胎内市若松町一七一五番地一二、最後の住所新潟県胎内市若松町五番二一―三号　被相続人　亡　髙橋セツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月七日

新潟県胎内市鴻ノ巣二三〇六番地

相続財産管理人　榎本　善一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市山中温泉上原町ワ五七九番地、最後の住所石川県加賀市山中温泉上原町ワ四二六番地　被相続人　亡　脇　拓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月七日

事務所石川県加賀市松が丘三丁目一六番地一二

相続財産管理人　司法書士　水井　義明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市豊栄町乃美三一一五番地二、最後の住所広島県東広島市福富町久芳一五五二番地一　被相続人　亡　小島　泰洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月七日

事務所広島県東広島市八本松東三丁目二九番五号　相続財産管理人　小松志津枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国（中華人民共和国）、最後の住所広島県福山市千田町三丁目四〇番八―二号　被相続人　亡　大塚麻里こと　劉　麗敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月七日

広島県福山市新市町大字相方五九一番地一　相続財産管理人　千葉　省三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香美市土佐山田町植八一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中澤　理

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月七日

高知県吾川郡いの町三二八九番地の一

相続財産管理人　中澤　文雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南島原市西有家町長野三一九番地第一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安達　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月七日

長崎県雲仙市愛野町甲三八〇八番地三

相続財産管理人　司法書士　前田修央人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市御陵下町一六番、最後の住所鹿児島県薩摩川内市御陵下町一六番四八号　被相続人　亡　東　マスミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月七日

事務所鹿児島県薩摩川内市若葉町六番一九号　相続財産管理人　湯原　育朗

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年９月７日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ＪＴＢエステート　②国土交通大臣(2)10036号　③代表取締役　光山清秀　④東京都豊島区南池袋二丁目43番19号　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都豊島区南池袋二丁目43番19号　株式会社ＪＴＢアセットマネジメント　代表取締役　藤嶋良二

平成二十四年九月七日

一　墳墓等所在地　東京都台東区下谷二丁目六番二号

一　墳墓等の名称　正洞院墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　東京都台東区下谷二丁目六番二号　宗教法人正洞院　住職　戸谷　秀幸

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年九月七日

一、墳墓等所在地　山口県宇部市大字東岐波字本山六六二四番地

一、墳墓等の名称　王子墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　山口県宇部市東岐波王子自治会墓地管理部　自治会長　武田　一郎